

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 3 月 1 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 2 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 議案第 3 号 権利の放棄及び和解について
- 日程第 7 議案第 4 号 工事施工協定の変更について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 5 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 5 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更
について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 5 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
4 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
5 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 5 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 5 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 5 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3
号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 5 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度関ヶ原町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 17 号 指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 18 号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 19 号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 23 議案第 20 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 関ヶ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 関ヶ原町立保育所児童通所費助成に関する条例を廃止する条例について
- 日程第31 議案第28号 関ヶ原町立小学校児童通学費助成に関する条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第33号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第34号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第35号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第36号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金について
- 日程第40 議案第37号 令和6年度関ヶ原町一般会計予算

- 日程第41 議案第38号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第42 議案第39号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第43 議案第40号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第44 議案第41号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第42号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第46 議案第43号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第47 議案第44号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
- 日程第48 議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（7名）

1 番	北 村 一 磨 君	2 番	吉 田 仁 君
3 番	子 安 健 司 君	5 番	田 中 由紀子 君
6 番	松 井 正 樹 君	7 番	谷 口 輝 男 君
8 番	高 木 博 之 君		

○欠席議員（1名）

4 番	中 川 武 子 君
-----	-----------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
参事兼総務課長	澤 頭 義 幸 君	企画政策課長	高 木 久之郎 君
地域振興課長	難 波 真 哉 君	会計管理者 兼 税 務 課 長	福 安 健 司 君
住 民 課 長	西 村 克 郎 君	産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君
水道環境課長	坂 東 崇 君	診療所事務局長 兼医療保健課長	徳 永 英 俊 君
介護事業課長	吉 森 明 博 君	教 育 課 長	山 田 勝 君
西 消 防 署 長	桐 山 潤 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関 東 正 晃	書 記	高 木 聖 敏
--------	---------	-----	---------

香 由 寺 小 記 書

開会・開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより令和6年第2回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 子安健司君、5番 田中由紀子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口輝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（谷口輝男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年11月分から令和6年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

関ヶ原町公共下水道関ヶ原浄化センターの建設工事委託に関し、事業費の精算に伴う協定の

変更について、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。

細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和4年度から令和5年度の2か年度におきまして、日本下水道事業団との建設工事委託協定の締結により実施しております建設工事費の単独事業分につきまして、精算の金額が確定しましたので、協定金額を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として令和6年2月13日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

協定金額につきましては、令和5年12月5日、議案第96号で協定金額の変更の議決を得ました建設工事委託に関する協定金額2億336万円を487万8,000円減額し、1億9,848万2,000円にするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで報告第1号の報告を終わります。

日程第5 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和6年3月1日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原2554番地の13。氏名、桐山文弘。生年月日、昭和29年7月31日。

○議長（谷口輝男君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第2号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である桐山文弘氏において、本年3月25日の任期満了に伴い、

引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第6、議案第3号 権利の放棄及び和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号について御説明申し上げます。

滞納町営住宅家賃の請求及び町営住宅の明渡し請求に伴う訴えの提起について、昨年9月議会定例会で御議決をいただき進めてまいりましたが、裁判において早期解決を実現するため、本権利の放棄及び和解の運びに至り、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第3号 権利の放棄及び和解についての詳細説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄と第12号の規定による和解をするため、議会の議決を求めるものでございます。

1の和解の当事者としまして、原告、関ヶ原町と被告と補助参加人との間にて和解をするも

のです。

2の事件名は、町営住宅の建物明渡し等請求事件。

3の事件の概要につきましてですが、町営住宅の明渡し等を求めたものでありますが、住宅の明渡しは訴訟中に任意に行われたもので、明渡し請求訴訟は終了し、延滞賃料の請求だけが訴訟係属をしています。

4としまして、放棄する権利及び和解の概要につきましては、建物明渡し等請求事件の認容された請求権のうち、遅延損害金の全てについての権利を放棄し、和解するものでございます。

5ページをお願いします。

5. 放棄する権利の金額につきましては、提訴した令和5年3月31日より5年遡った分の未払い賃料債務を、被告人及び補助参加人が連帯して、和解条項に従って分割して支払った場合においては遅延損害金の全額を放棄するものでございます。

6の放棄及び和解の理由は、岐阜地方裁判所大垣支部の裁判官による、職権に基づく強い和解勧告があり、被告及び補助参加人がこれに応じる意思を示していることから、この和解案に応じ、事件の早期解決を実現するものでございます。

7の和解条項の1は、原告及び被告と補助参加人は、被告と補助参加人が連帯して原告に対し提訴した令和5年3月31日より5年遡った分の未払い賃料債務を認め、2におきまして、その分割納付方法を定め、3におきまして、支払いを怠った場合、残額を一括して支払うことを定めるものでございます。

4としまして、原告である関ヶ原町は、その余の請求をいずれも放棄することを認め、5としまして、原告及び被告と補助参加人は、原告と被告及び補助参加人との間には、本件に関して、この和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、6としまして、訴訟費用は各自の負担とするものでございます。

6ページの8では、明渡し対象物件である町営住宅の所在を記しております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第4号 工事施行協定の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

昨年9月21日、議案第93号にて議決をいただきました名神高速道路と交差する関ヶ原町管理の山中跨道橋撤去に関する協定について、一般競争入札において、応札者より提出された技術提案に基づき、費用を算出したことにより協定金額を変更するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明いたさせます。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第4号 工事施行協定の変更についての詳細説明を申し上げます。

令和5年9月21日、議案第93号で議決を得ました工事施行協定金額1億6,500万円を1億2,500万円増額し、2億9,000万円に変更いたしたくお願いするものでございます。

本協定は、関ヶ原町大字山中地内にある名神高速道路と交差する関ヶ原町管理の山中跨道橋撤去に関する設計及び工事を、今年度と来年度の2か年で中日本高速道路株式会社との間において工事施行協定を締結し、実施をいたしております。

変更の理由といたしまして、1月に実施されました一般競争入札において、応札者より提出された技術提案（施行計画）に基づき、費用にて算出したことによりまして協定額の変更をさせていただくものでございます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

こちらは、工事施行協定の変更協定書の写しでございます。

第1条におきましては、協定額の変更について定めております。

附則におきまして、関ヶ原町議会の議決を得るまで仮協定といたし、議決を得て、本協定として成立する旨を定めております。

以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第5号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

サービス事業費の減額により、令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を9,900万円から8,447万5,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第6号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

人件費の増額により、令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金を5,583万6,000円から5,592万6,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、議案第7号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

公共下水道建設費の減額のため、令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を

2億6,095万3,000円から2億2,983万8,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、これも省略させていただきますのでお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第8号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

歳出においては、精算見込みによる人件費の減額や各事業の実績状況による過不足を計上させていただき、歳入につきましては税收等の見込みによる補正、また補助金等、それぞれの確定に伴う補正など、2億6,861万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億5,014万円とする令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明いたさせますが、職員給料、手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、歳出の説明をさせていただきます。

28ページをお願いいたします。

総務費、企画費、負担金補助及び交付金300万円の減額につきましては、各種補助金実績による減額でございます。

財政調整基金費、積立金につきましては、それぞれの基金の利息の増額と減債基金につきまして、今年度、普通交付税の臨時費目として別建てされた臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものでございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 同じく、28ページの生活安全対策費でございます。

こちらの需用費、光熱水費の50万円の減額でございますが、こちらは街路灯の電気料の決算見込みによりまして、50万円を減額させていただくものでございます。

次に、委託料でございます。こちらは防災アプリの保守料でございますが、今年度の4月から運用を始めたところでございます。新規導入後1年間は無償ということになりましたので、保守料全額を減額させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 諸費、デマンドタクシー事業委託料300万円の減額ですが、実績に合わせた減額でございます。

○住民課長（西村克郎君） 29ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費、委託料、戸籍総合システム改修業務委託料220万円でございますが、戸籍附票システムにおいて旧氏及び振り仮名が記載されるよう対応する改修で、国庫10分の10の事業でございます。

今回の補正分につきましては、当初予算と合わせまして繰越しをさせていただき、来年度の完了を予定してございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 同じく、29ページの選挙費の関係でございます。

まず、県議会議員の選挙費でございますが、4月に施行させていただきまして、精算により、それぞれ関係経費合わせて70万円を減額させていただく内容でございます。

30ページ、お願いいたします。

こちらにつきましては、町の町議会議員選挙費でございます。こちらにつきましても同様に、精算に伴い、それぞれの関係経費でございます1,142万5,000円を減額させていただく内容でございます。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員手当等、時間外勤務手当の一般分24万円は、手当の予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

31ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金378万円の減額でございますが、住民税非課税世帯重点支援交付金、

昨年の夏に3万円を支給した事業の事業完了に伴う減額でございます。

繰出金でございますが、介護サービス事業特別会計の繰出金が1,452万5,000円の減額及び国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金（基盤安定分）が128万1,000円、財政安定化支援事業分が147万9,000円、産前産後保険料減額分が2,000円を増額させていただきまして、職員手当等分452万3,000円を減額させていただきます。

介護保険事業費の繰出金でございますが、介護保険特別会計への繰出金（介護保険事業町費負担分）でございます。88万2,000円でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、32ページをお願いいたします。

需用費、光熱水費90万円は、保育園2園分の電気料の減額でございます。

委託料、低所得子育て世帯物価高騰対策支援システム改修委託料でございますが、こちらも12月の補正予算におきまして概算にて補正をさせていただきましたが、見積りの不足分49万5,000円を増額させていただきます。こちらは、国庫10分の10の事業でございます。

人材派遣業務委託料176万4,000円の減でございますが、保育園の給食調理の派遣業務でございます。実績がございませんでしたので、減額をさせていただきます。

負担金補助及び交付金140万円の減でございますが、子育て応援給付金、第2子以降出産祝金の実績見込みにより減額をさせていただいております。

償還金利子及び割引料2万1,000円でございますが、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金返還金でございます。

児童措置費の扶助費974万円の減でございますが、こちらは児童手当の支給実績に合わせて減額をさせていただきます。

児童福祉施設建設費の報償費20万4,000円の減でございますが、認定こども園建設に伴うプロポーザル参加費、選定委員会、懇話会の報償の実績により減額をさせていただいております。

委託料1,300万円の減でございますが、こちらも認定こども園新築工事に伴う基本設計・実施設計委託料を実績により減額をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君）　続きまして、議案書の33ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、繰出金につきまして、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金を2,550万円減額。

予防費の役務費、手数料は、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、令和6年3月末で特例臨時接種期間が終了することに伴い、コロナワクチンを保管するための超低温冷凍庫が令和6年4月以降不必要となるため、その活用につきましていろいろ検討させていただきましたが、最終的な判断として廃棄処分することとしたいため、処分手数料として3万円を追加計上。

委託料の予防接種委託料は、今年度の実績見込みにより、新型コロナワクチン接種委託分1,128万円の減を含む予防接種委託料合計で1,183万5,000円を減額。負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症個別接種促進事業費補助金につきましても、実績見込みにより、100万円の減額をさせていただきます。

続きまして、健康増進事業費の委託料139万2,000円の減額は、がん検診事業につきまして実績により精査し、当初見込みより受診者数が減ったため、がん検診委託料分につきまして減額補正をさせていただきます。

○水道環境課長（坂東 崇君） 同じく議案書、33ページ。

環境衛生費、負担金補助及び交付金の160万6,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、申請がございませんでしたので、39万円減額させていただくものでございます。太陽光発電設備等設置費補助金につきましては、申請がございましたが、他の補助金や売電をすることとなり補助申請が取下げとなりましたので、121万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

斎苑管理費、需用費、光熱水費の25万円の減額は、斎苑費の電気料の実績に伴い、減額をさせていただきます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、34ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金302万6,000円の減につきましては、ファーム玉のトラクター購入補助金の不用額72万6,000円と多面的機能支払交付金の精算申請による不用額230万円でございます。

次の農地費の委託料500万円の減額につきましては、野上地内のため池の廃止につきまして、地主からの申出もあり、不用となり減額し、負担金補助及び交付金208万2,000円の減額につきましては、県営事業の各負担金の増減、338万円の減額と、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金129万8,000円の増額につきましては、県営中山間地域総合整備事業につきまして、年度途中で事業が増加したことにより、対象地域の補助金も増額することになったものでございます。

なお、支出額に併せて、国・県支出金の増額などいたしております。

繰出金の9万円は、今須農業集落排水事業特別会計の増額分でございます。

35ページをお願いします。

林業費、林業振興費の報酬28万5,000円と報償費の24万1,000円の増額につきましては、捕獲頭数が見込みより多かったためでございます。

委託料62万6,000円の増額につきましては、大高地内で予定をしております治山事業の流末水路の詳細設計につきましての入札差金分でございます。

○地域振興課長（難波真哉君） 続きまして、商工費でございます。

2. 商工業振興費、負担金補助及び交付金、起業支援補助金150万円の減。こちらは、町内で新たに起業する方を支援するための補助金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、3. 観光費、全てグランドデザイン事業関係でございますが、需用費、食糧費、国際交流事業20万円の減。世界三大古戦場として姉妹協定を結ぶゲティスバーグやワーテルローとの国際交流事業が実施できなかったことに伴う減額でございます。印刷製本費30万円、観光パンフレットの不足に伴う増刷費用でございます。

負担金補助及び交付金、観光活性化支援事業補助金50万円の減。こちらは、積極的に観光事業を行う方を支援するための補助金でございますが、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、4. 観光施設整備費、需用費、消耗品費50万円。こちらは、駅前から関ヶ原古戦場記念館までの間や各史跡等に掲出しているのぼり旗の購入費用でございます。

工事請負費、笹尾山交流館排水対策工事160万円の減。施工方法を見直し、役場職員の直接工事により排水不良の改善ができましたので、それに伴う減額でございます。

36ページをお願いいたします。

関ヶ原グラウンド・ゴルフ場管理費、役務費、手数料、認定コース更新等手数料7万円。こちらは、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の5年に1回の認定コース更新のための認定料でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費の需用費96万8,000円の減額につきましては、街灯などの電気料が見込みより少なかったことによる減。

工事請負費の600万円の減額につきましては、甲子橋橋梁補修工事における工法変更等による減額。これに併せて、国庫補助額330万円を減額するものでございます。

次の道路橋梁新設改良費の公有財産購入費の120万円の減額につきましては、新関ヶ原診療所線の詳細設計が完了したことによりまして、不用分を減額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金の990万円の減額につきましては、国道365号西町交差点の改良工事が令和6年度に延期されたことによるものでございます。

次の土木費の河川費、河川維持費40万円の増額につきましては、祖父谷地内の急傾斜地崩壊対策事業の事業費が増額となったため、不足分を増額するものでございます。

続きまして、都市計画費、都市計画総務費の委託料144万円の減額につきましては、入札差金による減分。またそれに伴い、国・県支出金も減額をいたしております。

繰出金3,111万5,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○教育課長（山田 勝君） 38ページをお願いいたします。

教育費、小学校費、中学校費、社会教育費、ふれあいセンター管理費全般ですが、支出の実

績による光熱水費の減を計上しております。

39ページの教育費、保健体育費ですが、工事請負費で8,388万円の減額は、町民体育館耐震改修工事入札による工事費確定に伴う減額でございます。以上です。

○地域振興課長（難波真哉君） すみません、少し戻りますが、同じく39ページ。

ふれあいセンター管理費の1行上、社会教育総務費の工事請負費、関ヶ原古戦場活用整備工事50万円の減。ランドデザイン事業関係でございますが、松尾山遊歩道整備工事等の実績見込みによる減額でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 公債費、元金ですが、減債基金からの繰入れを1億6,000万円減額し、一般財源を充当する組替えと、利率の見直しによる19万4,000円の増と利子23万4,000円の増でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

町税、町民税、個人住民税1,000万円の減、固定資産税、現年度課税分2,000万円の増は、決算見込みによる増減でございます。

森林環境譲与税140万円の減、法人事業税交付金150万円の減、地方消費税交付金1,000万円の減、地方交付税、普通交付税1億6,300万円の増につきましては、決算見込みによる増減でございます。

使用料及び手数料、グラウンド・ゴルフ場使用料30万円の減、キャンプ場使用料150万円の減につきましても、決算見込みによる減額でございます。

23ページから26ページまでの国庫支出金、県支出金につきまして、それぞれの確定値、実績見込みに合わせて増減額とさせていただいておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

26ページ、財産収入、利子及び配当金でございますが、各基金の利息の増でございます。

寄附金につきまして、民生費寄附金10万円、教育費寄附金5万円を増額させていただいております。

繰入金、基金繰入金につきまして、交付税の増額などにより減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金、合わせて4億円の減。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林環境譲与税減額による財源不足の充実に34万8,000円の増額でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金1億6,783万1,000円を充当させていただいております。

町債につきましては、臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う1,834万円の減。農業債990万円の減につきましては、借入れを見送り、一般財源を充当したことによる減額でございます。

林業債30万円の減は、事業費の減額によるものでございます。

土木債、橋梁補修事業420万円の減については、事業費の減額によるものでございます。県営事業負担金分の1,000万円の減については、借入れを見送り、一般財源を充当したことによる減額でございます。新関ヶ原診療所線道路改良事業420万円の減につきましては、土地購入費分について借入れを見送り、一般財源を充当したことによる減額でございます。道路面修繕事業120万円の減につきましては、事業費の減額。

保健体育債4,700万円の減額につきましては、事業費に合わせた減額。

民生債1,960万円の減につきましては、事業費の減額に合わせた減額でございます。

あわせて、19ページ、第5表の地方債補正の限度額の変更を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

第2表、継続費の補正についてですが、契約金額により、継続費を補正させていただいております。

17ページ、繰越明許費でございます。

戸籍総合システム改修事業、戸籍附票等に振り仮名を記載する業務ですが、1,014万8,000円、住民税非課税世帯等重点支援給付金事業、非課税世帯へ7万円を給付する事業ですが、583万4,000円、低所得世帯物価高騰対策支援給付金事業、均等割のみ課税世帯に10万円給付する事業ですが、2,645万2,000円、低所得子育て世帯物価高騰対策支援給付金事業、非課税世帯、均等割のみ課税世帯の18歳以下の子ども1人5万円を給付する事業ですが、619万9,000円、子育て支援拠点整備事業、設計等の業務ですが、3,743万3,000円、コロナウイルス関連予防接種事業、同事業の残務処理として46万9,000円、以上を繰り越すものでございます。

18ページの債務負担行為の補正についてですが、こども園給食調理業務委託料について、契約金額に合わせて限度額の変更を行うものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 34ページの農地費ですね。先ほどの説明には、団体営ため池機能廃止等設計業務委託料、地主から取下げの依頼があったというふうに聞いたんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

それから、例の道路、土木費の中の37ページですね、県営事業負担金990万円。西町交差点の改良工事が延期になったということで、延期が何か2年ぐらい続いているような気がするんですが、その遅れている原因を教えてください。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

ため池の件ですけど、野上の南整理地内のため池を予定していたんですが、今新たに観光施設の整備をしたいという計画というかそういったお話がございまして、農業用ため池としてはもう利用しない、観光用として今後は利用したいというお話がございました。そのため、今後の管理につきましては農業用としては使いませんのでということでの申出がありましたので、今回なしということになったというものでございます。

あと、365号線の工事のほうですけど、おっしゃるとおり2年ほど延びておるんですけど、NTTの地下埋設の施設、光ケーブルですね。その移設をすとか、そういうことで協議がずっと遅れておりましたが、今回それについて話がまとまりまして、6月までにそれが完了するということで、新年度において、単年度で365号線の拡幅工事がなされるということで、改めまして新年度で予算を計上したところでございます。よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 町民体育館、39ページですが、8,388万円ということで、その前の継続費補正、これも令和6年度も併せて書いてありまして、1億4,000万円ほどの減額になっております。入札による減額だというふうに言われましたが、そもそもちょっと設計見積りがどうだったのかということが疑問になるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 山田教育課長。

○教育課長（山田 勝君） 御説明を申し上げます。

当初、新年度の予算を計上させていただいた時点では、屋根の部分を外しての耐震補強工事になるという設計で進めておりました。実際に、その屋根部分を外さずに工事が可能ということになりまして、入札の時点で大幅な減額になったといういきさつがございます。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、議案第8号、令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算案について反対をいたします。

理由は、債務負担行為にこども園給食調理業務委託料が入っていることです。前回の議会の中でも反対をいたしました。議論が十分でないということで反対いたしましたので、今回も反対をいたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第9号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

人件費の精算見込みによる減額と直診勘定への繰出金の増額、合わせて340万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,059万6,000円とする令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めますので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第10号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

歳入では、外来収入見込みによる減額、また歳出では、精算見込みによる人件費及び光熱水費等の減額など2,177万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,024万円とする令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいただきます。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 失礼いたします。

それでは、議案第10号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）につきまして、まず初めに、歳出より御説明をさせていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の給料から共済費につきましては、人件費の精算による減額ですので説明は省略させていただきます。

需用費につきましては、年度末までの所要見込額により、光熱水費を330万円減額。

償還金利子及び割引料2,000円の増額は、令和5年度以前に交付された新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための補助金につきまして、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額税額の報告により、国庫補助金返金相当額分1万1,192円の返金が必要となったため、当初予算額より不足する額2,000円を追加で増額させていただきます。

続きまして、公課費につきましても、消費税の確定申告に伴い、現計予算に対し不足となる額51万3,000円を追加補正させていただきます。

以上、総務費につきましては、合計2,183万1,000円の減額となります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

医業費、医業費、診療費につきましては、この後、歳入補正予算について御説明をさせていただきますが、地方債の減額等、財源内訳の組替えによるものでございます。

歳出補正額につきましては、ゼロとなっております。

続きまして、公債費、公債費、利子、償還金利子及び割引料は、令和4年度において借り入れた医師確保事業による過疎対策事業債の利子償還分につきまして不足が生じたため、5万6,000円の追加補正をさせていただきます。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。

診療収入につきまして、今年度の決算見込みにより、それぞれ項目ごとに精査させていただき、外来収入につきましては国民健康保険診療収入分が600万円の減、社会保険診療収入が850万円の減、後期高齢医療保険診療収入分が660万円の減、介護報酬による収入につきましては110万円の減と見込み、現計予算に対して合計で2,220万円の減額補正となっております。

続きまして、診療収入、その他診療収入の諸検診収入は、新型コロナウイルスワクチン個別接種の継続的な実施によりまして、310万円の増額補正をさせていただきます。

続きまして、県支出金、県補助金、総務費県補助金は、今年度において、医療機関等に対して物価高騰に対する支援金が支給されるため、78万3,000円追加補正させていただきます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を2,550万円減額、医療機器購入による国保調整交付金分の事業勘定繰入金110万円を増額。

続きまして、前年度繰越金を1,599万6,000円増額補正し、また諸収入、雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に伴い、今年度より、町の一般会計より各医療機関に対し個別接種促進をするための交付金を交付することとなったため、今回雑入として106万8,000円を追加、また、現在進めております岐阜大学とのプロジェクトによる研究費用として、大学側より487万8,000円支払われることとなったため、コロナワクチン個別促進交付金と合わせ合計で594万6,000円追加補正させていただきます。

続きまして、町債、町債の病院事業債につきましては、医療機器購入に対し国保調整交付金による事業勘定繰入金が増額となったため、当初予定しておりました病院事業債及び過疎対策事業債につきまして、それぞれ50万円ずつ減額補正させていただきます。

以上で歳入についての説明となります。

議案書の50ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正による限度額の変更につきまして、先ほど歳入で御説明させていただいたとおり事業勘定繰入金が増額となったため、医療機器整備事業分につきましては1,420万円から50万円減額の1,370万円に、過疎対策事業債につきましても2,420万円から50万円減額の2,370万円に限度額を変更させていただきます。

以上、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,177万5,000円を減額し、歳入歳出予算の

増額を歳入歳出それぞれ5億9,024万円とする補正予算を提出させていただきます。

以上、私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 54ページの人件費ですけど、合計すると1,900万円を超えているんですけど、なぜにこんな額、高額になったのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） まず、当初予算におきまして、この令和5年度分につきましては、令和5年1月1日現在の人件費で当初予算を計上しておりまして、昨年の3月末におきまして、職員が4名退職されたということも含めて人件費が大幅に減額しておりまして、それを最後、6月、9月では補正せずに年度末で精査をさせていただいたということで大幅な減額となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） すみません、4名の退職って結構多いような気がするんですけど、退職の理由と、あと4名も退職されてやっていけるのかなというような。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 申し訳ございません。

4名の方が定年により退職をされまして、それ以降再任用ということで勤めていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第11号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

各給付費において、決算見込みや不足見込みなどの過不足により総額893万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,570万7,000円とする令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたします。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第11号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、63ページの歳出をお願いいたします。

保険給付費でございますが、63ページから64ページまで、各サービスにつきまして補正をさせていただいておりますが、これにつきましては、各サービスごとの年間の給付額の見込みによりまして、それぞれ補正をさせていただいております。

64ページの中ほどにあります基金積立金190万9,000円でございますが、国から各市町村の地域支援事業に対し、保険者機能強化推進交付金86万4,000円及び保険者努力支援交付金104万5,000円が昨年度に引き続きまして交付されることになりましたので、地域支援事業費の財源に充当させていただきますが、当初で保険料を財源充当させていただいておりますので、財源の組替えをし、また一般財源としての保険料を基金に積み立てるものでございます。

次の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費でございますが、こちらは人件費の補正と先ほどの国の交付金、保険者機能強化推進交付金86万4,000円のうちの41万4,000円と、保険者努力支援交付金104万5,000円の財源の組替えをさせていただきます。

65ページをお願いします。

介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、こちらも先ほどの国の交付金による財源の組替えをし、併せて介護予防・生活支援サービス事業費の400万円の減額をさせていただきます。

66ページの一般介護予防事業費につきましても、国の交付金による財源の組替えをしまして、併せて人件費の補正をしております。

戻っていただきまして、60ページの歳入でございます。

下から2番目でございますが、国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金86万4,000円、その下の介護保険保険者努力支援交付金104万5,000円の交付決定がございましたので、補正をさせていただいております。

その他の歳入でございますが、歳出の保険給付費、地域支援事業費の補正額に合わせ、それぞれの負担割合が決まっておりますので、その割合に合わせて補正をさせていただいております。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 63ページですが、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費が1,800万円の増ということで、ヘルパーですよね、増えているのは。その辺詳しいことが分かれば教えてください。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 申し訳ございません。1,800万円増額する理由は、訪問介護と訪問看護またデイサービスが増えておりまして、訪問入浴や通所リハ等が減額しているとの程度しか把握しておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第12号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

歳入において、各種サービスの利用実績見込みによる過不足と、歳出では、決算見込みによる人件費の減額や看護小規模多機能型居宅介護施設の修繕費や工事費の追加など、合わせて863万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,357万4,000円とする令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第12号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の75ページをお願いいたします。

歳出より説明させていただきます。

サービス事業費の居宅サービス事業費における職員の給与、また給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものですので、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

中段にあります訪問看護ステーション事業費の備品購入費20万2,000円の減額は、訪問車両1台の購入により精算し、減額するものです。

次に、看護小規模多機能型居宅介護事業費の需用費40万5,000円は、宿泊用個室の2部屋につきまして、空調設備において異音が発生しているため、ファンモーターの交換による修繕費になります。

次に、工事請負費119万9,000円は、浴室に設置してありますパネルヒーター、遠赤外線の電気暖房機になりますが、3機の取替工事費として増額補正させていただきます。

続きまして、議案書の72ページをお願いいたします。

歳入について説明させていただきます。

令和5年12月利用までの収入実績と今後の利用見込みにより、各事業所ごとのサービス収入を見直させていただき、補正させていただきます。

サービス収入、介護給付費収入、居宅介護サービス費収入は35万円を増額し、内訳としまし

て訪問介護費収入は200万円の減、通所介護費収入は25万円の減、看護小規模多機能型居宅介護費収入は260万円の増額としております。

次に、同じくサービス収入の予防給付費収入は110万円の減額で、内訳としまして、通所型サービス事業費収入110万円を減額させていただきます。

次に、同じくサービス収入の自己負担金収入は、給付費収入の減額に伴い24万円の減額としておりまして、内訳としまして訪問介護費自己負担金が16万円の減、訪問看護療養費負担金が65万円の減、看護小規模多機能型居宅介護費自己負担金が57万円の増額としております。

議案書の73ページをお願いいたします。

同じく、サービス収入の訪問看護療養費収入は、840万円を減額補正させていただきます。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては1,452万5,000円を減額とし、繰越金は前年度繰越金として、サービス収入の不足額、看多機施設設備の修繕及び工事請負費、そして一般会計繰入金の財源の組替えによるものや車両備品の購入に伴う、地方債の限度額変更による一般財源の補填財源として、合わせて1,523万6,000円を充てさせていただきます。

議案書の下段にあります諸収入の雑入は、44万円の増額補正とし、内訳として看多機の利用者食材料費が20万円の増額、交通費として14万円の増、看多機宿泊料として10万円の増額補正としております。

議案書の74ページをお願いいたします。

町債、介護サービス事業債は、過疎対策事業債を40万円の減額補正させていただきます。

議案書の70ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正につきましては、先ほど歳出にて説明させていただきました訪問看護ステーション事業費における訪問車両1台の購入により、額が決定したことにより限度額を変更し、過疎対策事業債を40万円減額し、110万円とさせていただくものです。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第13号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

人件費の決算見込み不足分9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,535万9,000円とする令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第14号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第14号について御説明申し上げます。

実績に伴う管路清掃等業務や汚泥処理搬出、脱臭処理等の委託料や工事請負費など、精算見込みにより3,239万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,672万9,000円とする令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

それでは、議案第14号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の86ページをお願いいたします。

歳出より、説明させていただきます。

公共下水道費、公共下水道施設管理費の需用費、光熱水費の300万円の減額でございますが、処理場の電気代の使用実績に基づき、減額をさせていただくものでございます。

委託料2,316万1,000円の減額についてですが、計装機器保守点検委託料の100万1,000円の減額は、DO計の保守点検を予定しておりましたが、浄化センターの機械設備工事に伴い、オキシデーションディッチ槽の水を抜き、槽内が空の状態となりDO計の使用を停止するため、点検を次年度に行うこととし、減額するものでございます。

汚泥処理委託料100万円、汚泥搬出委託料50万円、搬出汚泥脱臭処理委託料16万円につきましては、実績に基づき、減額をさせていただくものでございます。管路清掃等業務委託料の2,050万円の減額につきましては、当初、浄化センターの機械設備更新工事におきまして、オキシデーションディッチ槽内の全槽の清掃を見込んでおりましたが、機械設置の作業をするに当たり設置箇所の清掃のみで工事の施工ができましたので、減額をさせていただくものでございます。

次に、公共下水道建設費の旅費2万4,000円は、研修に伴う特別旅費の減額でございます。

委託料の487万8,000円の減額は、関ヶ原町浄化センターの機械設備、電気工事において、下水道事業団の協定金額が減額となった分でございます。

工事請負費114万1,000円の減額は、公共ます設置工事の実績に伴い、減額をするものでございます。

負担金補助及び交付金の38万9,000円の減額につきましては、上水道布設替え工事に係る工事がありませんでしたので、10万円を減額し、下水道事業団への研修参加を見送りましたので、28万9,000円を減額しております。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、償還利子及び割引料の19万4,000円の増額は、

漏水に伴い、過年度分の下水道使用料の還付を行うための増額となっております。

次に、予算書の85ページの歳入となります。

分担金及び負担金の分担金としまして、71万6,000円の増額は、受益者負担金の増額によるものでございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金3,111万5,000円につきましては、公共下水道施設管理費の委託料、公共下水道建設費の委託料、工事請負費等の減額によるものでございます。

町債、下水道事業債200万円につきましては、公共下水道建設費の委託料、工事費の減額に伴うものでございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費5,170万円でございますが、令和4年度より日本下水道事業団の委託により2か年で実施しております処理場の機械設備、電気設備の更新工事ですが、電気設備工事におきまして年度内に機械製品の完了が見込めなくなり、年度内の工事が完了しませんので、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、83ページをお願いします。

第3表の地方債の補正につきましては、下水道事業の限度額を80万円減額し3,910万円とし、過疎対策事業の限度額を120万円減額し、3,340万円とさせていただくものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第15号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第

4号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第15号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人件費の不足見込み分17万6,000円を追加する令和5年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第4号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長(谷口輝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第16号から日程第38 議案第35号までについて(提案説明・質疑)

日程第39 議案第36号から日程第48 議案第45号までについて(提案説明・質疑・委員会付託)

○議長(谷口輝男君) 日程第19、議案第16号 指定管理者の指定についてから日程第48、議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までの30議案を一括して議題とします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、令和6年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、所信表明と議案の提案説明をさせていただきます。

本日、令和6年第2回町議会定例会が開催され、令和6年度予算をはじめ関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと存じます。

本年1月1日、石川県能登地方を震源とする地震が発生し、甚大な被害が生じました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

町では、岐阜県と連携し、被災した地域の避難所に職員を派遣するなど、今後も継続して必要な支援を積極的に行ってまいります。また当町においても、1月24日から的大雪により名神高速道路関ヶ原インターチェンジ付近において車が立ち往生し、災害救助法が適用される事態となりました。その際は、急遽名神高速道路に取り残された方々への避難所を開設し、必要な措置を講じてまいりましたが、自然災害は時間と場所を選ばないということを改めて痛感をしたところでございます。これからも町民の皆様の生命、財産、暮らしをしっかりと守ることができるよう、迅速かつ適切に対応してまいります。

私は、令和6年度の予算を編成いたしました。当町の課題である人口減少問題を見据え、これからの関ヶ原町を担っていく若い世代や子育て世代が安心して暮らせるよう、子育て支援の充実や公共施設、道路といった生活基盤の整備を進めつつ、まちの活気を創出するため、岐阜関ヶ原古戦場記念館を核とした観光施策にも重点を置いたところでございます。

公共施設、インフラ資産の老朽化対策、デジタルトランスフォーメーションの推進、診療所事業の経営安定化、新水源への移行、SDGsなどグローバルなトレンドをどう町政に反映させるか、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見極めつつ、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、予算編成したところでございます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。

令和5年度は、大河ドラマ放映の影響により全国から多くの方に関ヶ原へお越しいただきましたが、関ヶ原古戦場グランドデザイン策定以降進めてきた取組を地域限定的、一時的なものとさせないため、岐阜関ヶ原古戦場記念館や各史跡などの歴史観光資源を生かした取組や、近隣市町との連携を通じた広域周遊観光の促進を図るとともに、観光消費の拡大に向けた新規土産品の開発や、新たに起業する事業者への支援を継続し、町全体としての観光まちづくりの推進に努めてまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

少子高齢化の流れが顕著となっていることから、このまちで安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、令和6年度は総合的な子育て支援体制の拠点となる施設の建設に着工します。

具体的には、妊婦から子育て期にわたる切れ目のない相談体制、子育て世代の親同士が緩や

かにつながり合える場、そして新しいこども園、これらを1か所に集約し、子育て支援拠点施設として整備し、関ヶ原のど真ん中からこどもまんなかまちづくりを推進します。

また、関ヶ原診療所を中心に、他の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療、保険、福祉の総合サービスの充実を図ってまいります。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

人口減少が進む中、地域の活力を維持するためには、企業誘致による雇用の場の確保をはじめ商業環境の利便性向上、宅地の確保が課題となってくることから、土地の高度かつ有効利用を進めていく必要があります。空き家を活用することは、限られた土地を有効利用できる手段の一つであり、町外からの移住者の受皿となる一方で、長期間放置され、倒壊の危険性が高まる空き家が増加することのないよう努めてまいります。

今後も引き続き企業誘致に努めるとともに、民間による宅地造成を支援し、移住定住施策の充実を図りながら転入の促進、転出の抑制に努めてまいります。

その他、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニで住民票などを取得可能にするなど、行政サービスの利便性向上に努めるとともに、職員の事務効率化を推進します。

次に、「安全・安心に暮らせるまちづくり」であります。

今回発生した能登半島地震や大雪などいつ起こるか分からない自然災害に備え、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、防災施設の整備、公共施設の耐震化、備蓄品等の確保を計画的に進めるほか、消防団の活性化、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

また、住民生活や産業活動に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に推進し、確実な給水の確保、供給体制の持続の維持に努めてまいります。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

児童・生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、令和6年度からは小・中学校それぞれに校内教育支援センターを設置し、不登校対策や教室に入ることが難しい児童・生徒の学習保障や、自立を支援する体制の充実を図ります。

特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努め、外国語教育、特別支援教育など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、体力の向上や食育、健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。

また、住民一人一人が生涯にわたっていつでもどこでも自発的に学習活動や健康づくりのためのスポーツを行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に努めます。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

複雑化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、

住民と行政が知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくとともに、デジタルトランスフォーメーションへの取組を推進することが必要不可欠であると考えております。

住民参画・協働を推進するため、各種計画策定における住民ワークショップの開催や、パブリックコメントの活用など政策形成過程への住民の参画を図ってまいります。

関ヶ原は今、急激な人口減少への対応を進めなければなりません、緩和策としての出生数や移住者を増やす取組、適応策としての人口が減少しても持続可能な地域づくり、この2つの挑戦を続け、まちの将来像である「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、今回提案した議案についてであります。

初めに、議案第36号から議案第45号までの令和6年度予算について御説明申し上げます。

令和6年度予算については「入りを量りて出づるを制す」を基本方針とした一方で、子育て環境、公共施設や道路といった生活基盤の整備などについて着実に進めることとして予算編成を進めました。

このような結果として、一般会計53億9,480万円、特別会計等で36億2,080万円、予算総額90億1,560万円となったところであります。

予算の対応、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、別途配付することで説明と代えさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第16号から議案第35号について順次御説明申し上げます。

議案第16号の指定管理者の指定については、指定管理制度において、関ヶ原町生活介護事業所さくらんぼの家につきまして、指定期間が今年度末で満了となりますので、引き続き同指定管理者を同様に5年間指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

次の議案第17号の指定管理者の指定については、今須生活改善センターにつきまして、指定期間が今年度末で満了となりますので、引き続き同指定管理者を同様に1年間指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提出するものでございます。

議案第18号の関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例について及び議案第19号の関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、同様の改正内容でございますので一括して御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により新たな条文が追加されたことにより、引用箇所において条ずれを改正するものでございます。

議案第20号の関ケ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号の関ケ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第22号 関ケ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について並びに議案第23号 関ケ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、また議案第24号 関ケ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、関連しますので一括して説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号の関ケ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定については、現在の関ケ原町母子福祉年金条例を廃止し、新たに父子家庭も含めるとともに対象年齢も18歳まで引き上げるなど拡充を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第26号 関ケ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号の関ケ原町立保育所児童通所費助成に関する条例を廃止する条例については、昭和57年度より運用してまいりましたが、現状ほとんどの児童が保護者の送迎で通園しており、野上からの交通機関での利用児童はいないことから、現状を鑑み本条例を廃止するものでございます。

議案第28号の関ケ原町立小学校児童通学費助成に関する条例を廃止する条例については、現状、野上地区の児童はスクールバスにて通学しており、また他の交通機関を利用する児童はいないことを踏まえ、現状を鑑み本条例を廃止するものでございます。

議案第29号の関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための法律等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部改正による保険料の賦課限度額の引上げや軽減措置の判定基準等、所要の改正を行うものでございます。

議案第30号の関ケ原町介護保険条例の一部を改正する条例については、第9期介護保険事業計画による保険料の見直し並びに介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号の関ケ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号の関ケ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第33号の関ケ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第34号 関ケ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第35号の関ケ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基準額について改正を行うものでございます。

議案第36号は、令和6年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきますので何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（谷口輝男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので御了承願います。

議案第16号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第20号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の5ページをよろしく願いいたします。

本改正は、提案説明にもございましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、いわゆる番号利用法、別表第2が廃止されることになりました。これに伴いまして、第4条第1項及び第3項の引用箇所において、法第19条の規定に沿って改めさせていただくものでございます。

まず、4条の中で引用をしている部分ですが、表第2号という文言につきまして、改正によ

りましてそれぞれ用語を規定させていただくものでございます。本用語につきましては、法第19条の規定に沿ってございます。

第2条におきまして、第4条で規定する用語につきまして、同じく法第19条の規定に沿ってそれぞれ定義を定めるものでございます。

では、議案書の100ページをお願いいたします。

附則におきまして、本改正法の施行期日が未確定でございますので、条例改正の施行期日は改正法の施行の日と規定をしております。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第21号から議案第24号までについては関連がありますので、一括して詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第21号から24号につきまして、提案説明にもございましたが、関連がございますので一括して御説明をさせていただきます。

まず本改正につきましては、地方自治法の一部改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりました。また併せて総務省通知によりフルタイムの会計年度任用職員に対しても同様に、令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきとの通知を受け、会計年度任用職員に係る条例において勤勉手当を支給するための所要の改正をさせていただくものでございます。

では、議案資料の6ページをお願いいたします。

こちらは関ヶ原町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の関係でございますが、現行条例の第7条の第2項において、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から、会計年度任用職員を除外する規定がございますので、この除外規定を削除させていただくものでございます。これに伴いまして、第9条において、第7条の第2項で会計年度任用職員を除く規定を削除したことに伴い、会計年度任用職員に係る略称規定を設ける改正でございます。

次に、議案資料の7ページをお願いいたします。

こちらは関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、第2条第2項におきまして勤勉手当を追加すると

いう改正となっております。

議案資料 8 ページから 9 ページをお願いいたします。

こちらは関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。勤勉手当につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたが、本改正において、併せて会計年度任用職員の処遇改善のため、期末手当の支給割合について見直しをするとともに、通勤手当を実情に合わせ見直しをするための改正となっております。

まず 3 条におきましては、勤勉手当を追加させていただく改正でございます。

次に、第 15 条関係でございますが、こちらはフルタイムの会計年度任用職員でございます。

第 15 条の第 1 項では、期末手当の支給割合を現在の「100 分の 75」から「100 分の 110」へ読替規定を改正するものでございます。次に、15 条の 2 として勤勉手当を新たに追加させていただき、第 1 項で期末手当同様に 6 か月以上の会計年度任用職員を対象に支給割合を 100 分の 25 とするものでございます。

第 2 項では、第 15 条の第 2 項及び第 3 項の期末手当の規定を準用する旨の規定をしているところでございます。

次に、第 24 条でございます。

こちらは、パートタイムの会計年度任用職員の関係でございます。

こちらにも同様に、第 1 項ではフルタイムの会計年度任用職員同様に期末手当の支給割合を「100 分の 75」から「100 分の 110」へ読替規定を改正するものでございます。次に、24 条の 2 といたしまして、同様に勤勉手当を新たに追加させていただき、第 1 項で期末手当同様に 6 か月以上の会計年度任用職員を対象に支給割合を 100 分の 25 とするとともに、期末手当同様に基準日における月額の見替規定を定めるものでございます。

第 2 項につきましては、同様に第 24 条の第 2 項及び第 3 項の期末手当の規定を準用する旨の規定をしております。

次に、第 28 条でございます。

こちらはパートタイムの会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございますが、パートタイムの会計年度任用職員の勤務日数は業務により様々であるということから、実情に対応し、1 月当たりの通勤回数を考慮し額を支給するという旨の改正となっております。

次に、10 ページをお願いいたします。

こちらは、関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第 21 条におきまして、新たに勤勉手当を追加するものと字句の改正を行うものでございます。

以上、説明をさせていただきました 4 つの条例改正につきましては、施行日は全て令和 6 年 4 月 1 日の施行としております。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第25号 関ヶ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書は109ページでございます。

今般の条例制定でございますが、現在、関ヶ原町母子福祉年金条例において支給をしている支給対象者は、15歳までの児童を養育している母子家庭に限られており、長子が18歳に到達すると15歳までの児童についても支給対象外となっております。

現行の児童扶養手当法では、父子家庭等も支給の対象であり、18歳まで支給の対象となっております。また児童手当においても、本年10月分から18歳までの支給となることから、対象者を拡充し、ひとり親の方を応援する観点から現行条例を廃止し、新条例を制定させていただくものでございます。

110ページをお願いいたします。

第1条においては、ひとり親等応援手当支給の目的を定めております。

第2条では、用語の定義をしてございます。第1号では、児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としてございます。第2号では、ひとり親等について、母子、父子、父母以外で児童を養育している者としてございます。

第3条では、支給の対象者として、本町に居住し、前条第2号に定めるひとり親等で児童扶養手当を受給している者としてございます。18歳までの児童を養育し、児童扶養手当を受給している方に支給をさせていただきます。

第4条、支給額でございますが、月額2,250円、年間ですと2万7,000円とし、該当児童が2人以上の場合は、2人目以降につきそれぞれ月額1,000円を加算した額とします。

第5条、認定でございますが、該当者は申請をしていただき、受給資格を認定することとしてございます。該当者の方には御案内をさせていただきます。

第7条、支給期間及び支給期月でございますが、認定を受けた日からの分を毎年7月、11月、3月にそれぞれ当月分までを支払うものとします。

第8条以降につきましては、支給額の改定、手当の返還等、注意していただくこと等の事項となりますので説明は省略させていただきます。

111ページの附則でございますが、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行し、第2条としまして、関ヶ原町母子福祉年金条例を廃止させていただきます。

第3条、経過措置としまして、施行日において、旧条例で母子福祉年金の認定を受けている者、また申請中の者については従前の例により認定をするものとし、本条例の規定による受給資格の認定を受けたものとみなします。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 現状を知りたいんですが、何名の方が受給されているかということと、この新しい条例になった場合、どのくらい増えるのか試算されているのなら教えてください。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 現在の母子福祉年金でございますが、16世帯で28人支給をさせていただいております。

本条例といたしましては、ひとり親等の応援手当とございますが、こちらは30世帯の44人分

ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第26号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は112ページでございます。

今般の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、掲示等を書面による掲示に加え、インターネットを利用して閲覧に供するよう、また電磁式記録の媒体について種類を示さない形とすること、その他所要の改正を行うものでございます。

なお、特定教育・保育施設は、施設型給付を受けるために市町村の確認を受けた認定こども園等で、現在町外の2施設が該当してございます。特定地域型保育事業につきましては該当施設はございません。

議案資料の11ページをお願いいたします。

新旧対照表の第23条、掲示等でございますが、重要事項については、従来の書面掲示に加えて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットを利用して閲覧ができる方法とすることによるとしてございます。

第35条、特定利用保育の基準から、次の12ページの第36条、特定利用教育の基準につきましては、上表改正による読替えの改正でございます。

第53条、電磁的記録等でございますが、13ページの第2項第2号において、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めてございます。

議案書の113ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町立保育所児童通所費助成に関する条例を廃止する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町立小学校児童通学費助成に関する条例を廃止する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。
西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は118ページでございます。

今般の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、退職者医療制度が廃止されることに伴い、退職被保険者、一般被保険者についてそれぞれ規定する必要がなくなるための削除等所要の改正、また国民健康保険料の後期高齢者支援金分、賦課限度額を2万円引き上げ、また保険料賦課に係る低所得者の軽減判定所得を、5割軽減については5,000円、2割軽減については1万円を引き上げるなど、その他所要の改正でございます。

議案資料の14ページをお願いいたします。

主な改正につきまして御説明をさせていただきます。

退職者医療制度につきましては平成26年度末に廃止され、既に退職被保険者及び被扶養者となっている者が65歳に達するまで制度が継続する経過措置が講じられていたものでございます。

新旧対照表全般におきまして、退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者等を削除、また

一般被保険者を削除、または被保険者に改め、その他関係条項の削除等、所要の改正でございますので、第9条の3から、ちょっと飛びまして22ページの第13条の6の11まで、またその後も若干ございますが、退職者医療制度の部分につきましての個々の説明は省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それで22ページでございますが、一番下の第13条の6の12、後期高齢者支援金等賦課限度額でございますが、限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものでございます。

次、23ページをお願いいたします。

一番下でございますが、第16条でございます。

賦課期日後において納付義務の発生、消滅、又は被保険者数の異動があった場合、高額療養費制度等において自己負担限度額が低く設定されている低所得者の判定基準のうち、特例対象被保険者等についての判定基準についても負担が軽減するよう引き上げるものでございます。

25ページをお願いいたします。

第17条、低所得者の保険料の減額でございますが、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号の5割軽減については被保険者数に乗ずる額を「29万円」から「29万5,000円」に、次の26ページの第3号の2割軽減については「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものでございます。

議案書の121ページに戻っていただきまして、附則としまして、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。なお、第2条の経過措置としまして、改正後の第6章の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第30号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明させていただきます。

議案書は122ページでございます。

今般の条例改正は、第9期の介護保険事業計画に必要となります1号被保険者の保険料につきまして、第8期までの9段階から13段階への多段階化を図り、高所得者の保険料を引き上げ

ることにより低所得者の保険料を引き下げる介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、第8期の保険料率を基本とし、第8期の9段階を9段階から13段階まで所得に応じた料率に引き上げさせていただき、第1段階から第3段階を引下げさせていただくものでございます。

次期第9期計画を今回作成させていただきましたが、令和3年度に関ヶ原診療所に開設された看護小規模多機能型居宅介護事業所、また令和4年度から増床されました町内の認知症対応型共同生活介護施設における地域密着型サービスの利用も年々増えてきてございます。また施設介護サービスでは、介護老人保健施設の利用が年々増加しているところでございます。

このような状況から、介護給付費等の見込みにつきましては、前期計画との比較で約5,700万円増と見込ませていただき、地域支援事業費を含めた第9期3年間の費用を26億7,658万1,000円とさせていただいております。

この金額を基に月額保険料を算出しますと、1人当たりの保険料が6,190円となりますが、現在基金残高が年度末で約6,000万円ございますので、第9期ではその一部、800万円程度を取り崩させていただき、1人当たり保険料を6,108円とさせていただいております。

この額を基に介護保険運営協議会におきまして、委員の皆様にご検討いただき、標準月額を第8期と同額の6,100円とさせていただくことを御承認いただきました。

議案資料の30ページをお願いいたします。

改正の内容につきまして御説明させていただきます。

新旧対照表の第2条第1項の保険料率でございますが、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、標準月額の第5号、月額6,100円、これは年額でいきますと7万3,200円を基本としまして、第4号から第9号は第8期と同額とし、低所得者の標準料率の引下げに伴い、第1号から第3号の保険料をそれぞれ減額させていただいております。

また、高所得者の標準料率の引上げに伴い、第8期では第9号の年間12万4,440円の方々を、第9号から第13号までの5段階にそれぞれ所得に応じて引上げをさせていただきました。

第2項から第4項につきましては、低所得者の保険料の軽減を規定してございます。所得段階の第1段階から第3段階、前第1項の第1号から第3号の保険料を減額することを規定してございます。

令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料につきましては、第1号保険料として「3万3,306円」を「2万862円」に、第2号保険料は「5万142円」を「3万5,502円」に、第3号保険料は「5万508円」を「5万142円」に軽減するものでございます。

議案書の123ページに戻っていただきまして、附則としまして、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、第2条、経過措置としまして、令和5年度までの分の保険料につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 保険料9段階の人を10、11、12、13、増やして分けるということと、低い段階の方の保険料を下げるとのことなんですが、それで保険料は変化がないということなのかということと、いわゆる基準額が6,190円になるもんで取り崩して、これは新年度予算でやったほうがいいですかね、失礼しました。それだけでいいです。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 基本的にはその3か年の第9期に係る給付費等の額を基に保険料が算出されますので、今回9号を9から13に広げて、高所得者の方からはちょっと多めに保険料をいただき、そのいただいた分で1、2、3号の分の保険料を下げさせていただくということで、基本額の6,100円を変えずにこういうこととさせていただきますので、そういう感じで御理解を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。半まで休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第31号について詳細説明をさせていただきます。

議案書は124ページでございます。

主な改正の内容としましては、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定または委託を受ける場合は利用者の数が35人から44人に、国保中央会のシステムを利用する場合は49

人となるものでございます。また、利用者宅を訪問しない場合はテレビ電話装置を活用して利用者と面談ができること、電磁的記録媒体、重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等について、また管理者が兼務する場合の同一敷地内の削除等でございます。

なお、指定居宅介護支援事業所は介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡調整を総合的に引き受ける事業所で、関ヶ原町では在宅介護支援センターが該当いたします。

議案資料の31ページをお願いいたします。

新旧対照表の中ほど第5条、従業者の員数、第2項でございますが、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定または委託を受ける場合は、利用者の数が35人から44人に、第3項でございますが、国保中央会が運用管理する電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報共有のための情報処理システムを利用し、かつ事務職員を配置しているときは35人を49人に改めるものでございます。

32ページをお願いいたします。

第6条、管理者の第3項第2号でございますが、管理者が兼務する場合、同一敷地内に限られたものが削除となっております。

第7条第2項でございますが、内容及び手続の説明及び同意について、利用者は複数のサービス事業等を紹介することを求めることができることなどについての説明を行いまして、理解を得なければならないことについて、利用者またはその家族に対することを明記し、改正前の第2項のうち、事業所において作成された計画の総数が占める割合及び同一のサービス事業者に提供されたものが占める割合等についての説明、こちらも利用者またはその家族に対することを明記しまして、理解を得なければならないとしておりましたが、理解を得るよう努めなければならないと改めまして、改正後の第3項としてございます。

次、33ページをお願いいたします。

改正前の第4項第2号でございますが、媒体の種類を示さない形の電磁式記録媒体に改め、改正後の第5項第2号としてございます。

34ページの第15条、指定居宅介護支援の取扱方針の第2項の2でございますが、利用者へのサービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないことを規定してございます。

第16条、居宅サービス計画の作成等の第1項第8号のアでございますが、1月に1回は利用者宅を訪問するとしておりましたが、改正後は、少なくとも2か月に1回は訪問することとし、訪問しない月についてはテレビ電話装置等を活用して利用者に面接をすることとしてございます。

36ページの第25条、掲示等でございますが、改正前の第2項において、重要事項についての掲示は、ホームページでの周知を努力義務とし、第3項では書面での備付けも掲示に代えることができると規定しておりましたが、改正後においては、第2項において書面での備付けも掲示に代えることができるとし、第3項では原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとしてございます。

第32条の記録の整備、第3項においては、先ほどの第15条第3項の身体的拘束等についての記録について新たに規定をしてございます。

その他、所要の改正等をさせていただいております。

議案書の127ページに戻っていただきまして、附則としまして、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、第2条、重要事項の掲示に係る経過措置としまして、第25条第3項中の指定居宅介護支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとあるのは、令和7年4月1日からの運用となるものでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第32号につきまして、詳細説明させていただきます。

議案書は128ページでございます。

主な改正の内容としましては、指定介護療養型医療施設の廃止に伴う削除、利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討するための委員会の設置、協力機関等を定めること、電磁的記録媒体重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等について、管理者が兼務する場合の同一敷地内の削除等でございます。

なお、この指定地域密着型サービス事業所は、認知症高齢者や要介護高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように市町村が事業所を指定するもので、関ヶ原町では看護小規模多機能型居宅介護事業所、または認知症対応型共同生活介護施設、グループホームでございます。

議案資料の38ページをお願いいたします。

新旧対照表の第6条でございますが、第5項第11号の指定介護療養型医療施設は、廃止により削除させていただきます。

一番下の第7条、管理者でございますが、兼務する場合は同一敷地内に限られたものが削除となっております。

以降、管理者の兼務につきまして同様の改正がございますので、説明は省略させていただきます。

39ページでございますが、第9条の内容及び手続の説明及び同意についての第2項第2号でございますが、媒体の種類を示さない形の電磁式記録媒体としてございます。

第24条でございますが、第9号として、サービスの提供に当たっては、身体的拘束を行ってはならない、やむを得ず拘束を行う場合は記録をしなければならないことを規定してございます。以降、この身体的拘束等についても同様な改正がございますので省略をさせていただきます。

40ページでございますが、第34条の掲示でございます。原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとしてございます。

第42条の記録の整備でございますが、身体的拘束等についての記録について新たに規定をしてございます。

少し飛んでいただいて、48ページをお願いいたします。

第82条の従業者の員数等について、第6項中の表中でございますが、指定介護療養型医療施設を削除してございます。

49ページでございますが、第92条の7号において、身体的拘束等の適正化を図るために対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すること、その結果の周知徹底、適正化のための指針の整備、職員研修の実施を規定してございます。

50ページでございますが、106条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置を規定してございます。

51ページでございます。

中ほどの125条第2項以降では、協力医療機関等を定めることを規定してございます。こちらも以降、協力機関等についての同様な改正がございますので、説明は省略させていただきます。

53ページをお願いいたします。

中ほどの130条、従業者の員数でございますが、次の54ページ、第11項では、第1号から第4号の要件に適合する場合は、職員の配置に関しまして利用者の数が3人に1人職員を配置し、その端数に対しての1人を0.9人とするものでございます。

また少し飛びまして、57ページをお願いいたします。

下のほうの165条の2、緊急時等の対応でございますが、緊急時における対応方法を定め、第2項では1年に1回以上、対応方法の見直しを行うことと規定してございます。

60ページでございますが、一番下の187条、勤務体制の確保等の第5項でございますが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない規定としてございます。

その他、所要の改正をさせていただいております。

議案書の135ページに戻っていただきまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、第2条については、重要事項の掲示に係る経過措置等についてでございますが、こちらは令和7年4月1日からの運用となっております。

第3条の身体的拘束等の適正化に係る経過措置については、改正条例では「講じなければ」とあるのは、令和7年3月31日までは「講じるよう努めなければ」ならないとしまして、第4条においても委員会の設置に係る経過措置としまして、「しなければ」とあるのを令和9年3月31日までは「するよう努めなければ」、また第5条の協力機関等との連携についての経過措置についても、「定めておかなければ」とあるのを、令和9年3月31日までは「定めておくよう努めなければ」とするものでございます。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 協力機関ですね、医療機関、現在でも提携されてみえると思うんですけど、看多機ですね。昼間は診療所の先生が見えると思うんですけど、夜なんかは何かどこ提携してみえるかというのは知ってみえたら教えてください。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません。それは事業所で決められることなので、私のほうではお答えしにくい部分でございまして、すみません、お願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません。ちょっと勉強不足で間違っておったらあかんですが、グループホームのほうは必要だと思うんですけども、看多機のほうは要らないのかもと、どうでしょう、こんな御返答では駄目ですね。そうだと思いますが、詳細はあちら

で確認していただければ。

○議長（谷口輝男君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 看多機事業における医療機関との提携がなくては事業の運営はできないという解釈ですかね。その提携という関係は取っていませんので。

ただ、広域的な町外の利用者を受け入れる場合、そういった場合、医療機関ではないんですがそういったことで提携を結ぶ、他市町村との提携を結ぶというのはありますが、医療機関との提携というのはございません。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第33号について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は136ページでございます。

主な改正の内容としましては、指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業者が利用者宅を訪問した場合は交通費が請求できるようになること、利用者宅を訪問しない場合は、テレビ電話装置を活用して利用者と面接ができること、電磁式記録媒体、重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束、管理者が兼務する場合の同一敷地内の削除等でございます。

なお、こちらに該当する事業所としましては、関ヶ原町では地域包括支援センターでございます。

議案資料の66ページをお願いいたします。

改正の内容につきましてですが、新旧対照表の第3条、従業者の員数でございますが、指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターの設置者であることを追加しまして、第2項では、新たに必要な数の介護支援専門員の配置の義務づけでございます。

第4条、管理者では、第3項において、管理者は主任介護支援専門員とし、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員を管理者とすることができるとし、第4項では、管理者の職務、管理者の専らその職務に従事するもの。また67ページでございますが、第1号、第2号においてその例外を規定してございます。

第5条についてですが、第2項において、利用者又はその家族に対することを明記しまして、第3項では、担当職員の資格を表示してございます。

第4項第2号では、媒体の種類を示さない形の電磁式記録媒体としてございます。

68ページでございますが、第11条の利用料等の受領の第2項でございますが、事業者が訪問し、サービスを提供する場合は、交通費の支払いを利用者から受けることができること、第3項では、あらかじめ利用者またはその家族に対してサービスの内容、費用についての説明を行って同意を得なければならないことを規定してございます。

第13条では、指定介護予防支援事業者に地域包括支援センターの設置者であることを追加しまして、第22条、掲示でございますが、69ページの第3項として、原則として重要事項をウェブサイトに掲載をしなければならないとしてございます。

第29条の記録の整備では、身体的拘束についての記録について新たに規定をしてございます。

第31条、指定介護予防支援の具体的な取扱い方針でございますが、70ページの第2号の2及び第2号の3において、利用者へのサービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行ってはならない、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は記録をしなければならないことを規定してございます。

第16号でございます。改正前は、3か月に1回及びサービスの終了する月、利用者の状況に著しい変化があったときは利用者宅を訪問することとしておりましたが、改正後は、利用者の状況に著しい変化があったときを削除しまして、訪問しない月については、テレビ電話装置で利用者と面談をすることとしてございます。

71ページの中ほどの第29号でございますが、町長が情報提供を求めた場合は応じなければならないことを追加してございます。

その他、所要の改正をさせていただいております。

議案書139ページをお願いします。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条の重要事項の掲示に係る経過措置としまして、第2条第3項中の指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとあるのは、令和7年4月1日からの運用になるものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第34号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第34号についての詳細説明をさせていただきます。

議案書は140ページでございます。

主な改正の内容としましては、指定介護療養型医療施設の廃止に伴う削除、利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討するための委員会の設置、協力機関、医療機関を定めること、こちらも電磁式記録媒体、重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等について、管理者が兼務する場合の同一敷地内の削除をしてございます。

こちらに該当する施設は、認知症対応型共同生活介護施設グループホームでございますが、現在利用者はございません。

議案資料の72ページをお願いいたします。

新旧対照表の第6条、管理者でございますが、こちらも何度も言っておりますが、同一敷地内に限られたといったものが削除となつてございます。

以降、管理者の兼務についても同様の改正がございますので説明は省略させていただきます。

第9条、利用定員等でございますが、介護療養型医療施設についての健康保険法等の一部改正に伴う経過措置が令和6年3月31日で終了することに伴う改正でございます。

73ページでございますが、第11条、内容及び手続の説明及び同意についての第2項第2号でございますが、媒体の種類を示さない形の電磁式記録媒体としてございます。

下から3行目から次の74ページの第32条の掲示でございますが、第3項において、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとしてございます。

第40条の記録の整備、第2項第3号でございますが、身体的拘束等についての記録について新たに規定をしてございます。

第42条についてでございますが、次の75ページの第10号、11号では、指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず拘束を行う場合は、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないことを規定してございます。

第44条、従業者の員数等の第6項の表中でございますが、指定介護療養型医療施設を削除してございます。

77ページをお願いいたします。

第53条、身体的拘束等の禁止、第3項においては、身体的拘束等の適正化を図るために対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すること、その結果の周知徹底、適正化のための指針の整備、職員研修の実施を規定してございます。

第62条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する対

策を検討する委員会の設置を規定してございます。

78ページが一番下でございますが、第83条第2項以降では、協力医療機関等を定めることを規定してございます。

その他、所要の改正をさせていただいております。

議案書の143ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するもので、第2条の重要事項の揭示に係る経過措置としましては、令和7年4月1日から運用となるものでございます。

144ページの第3条の身体的拘束の適正化に係る経過措置は、こちらは令和7年3月31日までは講じるように努めなければならないとし、第4条の委員会の設置に係る経過措置についても、「しなければ」ならないとあるのを令和9年3月31日では「するよう努めなければ」とするものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第35号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第36号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第37号 令和6年度関ケ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、令和6年度関ケ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料、令和6年度予算資料をお願いいたします。グラフのついているものです。

まず1ページをお願いいたします。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、令和6年度の予算は、特別会計等を含めまして、総額90億1,560万円で、対前年度比11.8%の増となっております。

そのうち一般会計は53億9,480万円で、対前年度に比べまして10億1,200万円の増で、率として23.1%の増の予算となったところでございます。

特別会計と企業会計につきまして、令和6年度から今須農業集落排水事業特別会計が農業集落排水事業会計、公共下水道事業特別会計が公共下水道事業会計にそれぞれ企業会計に移行したことにより、特別会計全体として27億90万円となり18.6%の減、企業会計では全体で9億1,990万円、153.8%の増となっております。

それでは、一般会計の歳出ですが、資料の5ページをお願いいたします。

各款の前年度との比較でございしますが、主な増減要因について御説明させていただきます。

総務費でございしますが、4,966万4,000円の増、8.9%の増となっております。これは、令和6年度から実施する住民票等のコンビニ交付システム事業や町マイクロバスの購入による増によるものです。

民生費でございしますが、5億4,638万5,000円の増、48.6%増でございします。これは、子育て支援拠点整備事業、こども園給食調理業務委託事業の開始や、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などによるものでございます。

衛生費ですが、2,020万2,000円の増、4.0%の増となっております。これは、物価高騰対策として水道基本料金免除事業の実施や健康管理システム改修などによるものでございます。

農林水産業費ですが、1,875万8,000円の増で8.9%の増となっております。これは、中山間地域総合整備事業や県営事業負担金の増などによるものでございます。

商工費ですが、7万5,000円の減ですが、物価高騰対策として商工会が実施するプレミアム商品券発行事業への助成の増額の一方で、関ケ原合戦まつり実行委員会の助成金の減などがあり、商工費全体としては令和5年度と同程度の予算となっております。

土木費ですが、3億6,703万円の増、65.8%の増となっております。これは、名神高速道路跨道橋撤去事業、新関ケ原診療所線道路改良事業の増などによるものでございます。

消防費ですが、1,529万3,000円の増、7.5%の増となっております。これは、主に西消防署

の施設等整備事業や、西消防署に配備される災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入等に伴う不破消防組合への負担金の増などによるものでございます。

教育費でございますが、455万円の増、0.7%の増となっております。これは、小学校費においてはスクールバスの更新、ふれあいセンター改修工事事業の増などによるものでございます。

各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページは性質別の比較表となっております。

先ほど御説明した歳出科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明させていただきます。

義務的経費は、人件費が会計年度任用職員への期末手当の引上げや勤勉手当の支給などにより4.6%の増、扶助費が障害者自立支援給付費、障害児通所給付費等の増により19.8%の増となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが2,939万円の増、9.2%の増となっておりますが、主なものといたしまして、新関ヶ原診療所線道路改良事業の増や、建築物耐震改修事業等によるものでございます。

普通建設の単独事業ですが、4億9,814万2,000円の増、194.4%の増となっております。これは子育て支援拠点整備事業や、関ヶ原ふれあいセンター施設改修工事などの増によるものでございます。

その他の物件費につきましては3億8,008万1,000円の増、47.9%の増となっております。これは名神高速跨道橋撤去事業、住民票等コンビニ交付システム事業のほか、地方公共団体情報システムを全国共通化・標準化し、ガバメントクラウドへ移行する事業の増などによるものでございます。

補助費等につきましては、2億4,466万6,000円の増、38.3%の増となっております。これは公共下水道特別事業と今須農業集落排水事業特別会計が企業会計へ移行することに伴う支出科目の変更による増や、不破消防組合への負担金、社会福祉協議会への運営補助金の増などに伴うものです。

投資及び出資金と繰出金については、補助費と同様に公共下水道事業特別会計と今須農業集落排水事業特別会計が企業会計へ移行することに伴う支出科目の変更によるものです。

以上でございますが、特別会計への繰出金と負担金、補助金につきましては11ページに内容が記載されております。

また13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しております。

以上、簡単ではございますが一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしくお

願いいいたします。

○議長（谷口輝男君） これより歳出について説明を求めますが、予算主要事業一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません、何ページということを示していただき、順次説明願います。

それでは、順次説明を求めます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、お手元の令和6年度予算主要事業説明一覧表をお願いいたします。

では、これに基づいて御説明をさせていただきます。

まず1ページでございます。

経常的になりますが、庁舎内の情報化推進事業ということで、この中には標準化への改修関係経費も含まれており、3,156万1,000円を計上させていただいております。

2つばかり置いていただいて、次に庁舎管理関係経費でございます。こちらは庁舎のLED化を継続的に推進するため、新年度におきましては、まず本庁舎1階の照明器具のLED化に伴う工事費629万2,000円を計上させていただいております。

次に、備品整備経費でございます。こちらは町有のマイクロバスの購入費でございます。現在の町有マイクロバスは購入後27年が経過をしており、かつ近年故障の頻度が増えており、安全走行を確保するため、買換えの購入費978万2,000円を計上しております。

○企画政策課長（高木久之郎君） 2段下、地域おこし協力隊事業680万円でございますが、現在、観光事業で1人御活躍をいただいておりますが、新たに募集を開始し、シティープロモーションや移住定住事業で従事してもらいたいというふうに考えております。

4段下、関ヶ原町総合戦略策定業務委託料300万円でございますが、来年度総合戦略を改定し、人口ビジョン等を改定し、つくり直していきたいと考えております。以上です。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策事業費でございます。こちらにつきましては、良好で快適な住生活の環境を図るために、ちょうど令和5年度ですが、今年度新たに創設いたしました空き家除去の支援事業補助金において、新年度は当初より8件の240万円を計上させていただきました。

また、地域の防犯強化を図るために引き続き防犯カメラの設置や、自治会対象の防犯カメラ設置事業の補助金など、合わせまして1,122万6,000円を計上しております。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 続きまして、2ページをお願いいたします。

徴税費でございます。

前年度からの変更で主なものを御説明させていただきます。

まず地方公共団体情報システム標準化改修事業、同改修事業業務委託料660万4,000円、全額

国費の補助で実施する事業で、全国の自治体のシステムの標準化に伴う改修業務委託料でございます。

次に、住民税システム利用料等、住民税スキャナ入力システム機器更新費209万円につきましては、システムに連動するパソコンのOSバージョンアップに伴いまして機器の更新を行うものでございます。

続きまして、固定資産税委託料、固定資産評価基礎資料整備委託料1,001万円につきましては、令和9年の固定資産の評価替えに伴う基礎資料の整備に伴う委託料でございます。

同じく家屋評価事務コンサルティング業務委託料29万7,000円につきましては、家屋等の資産評価の根拠や考え方に対して支援を受けるための委託料でございます。

総合行政情報システム処理料、森林環境税システム開発業務委託料123万8,000円につきましては、来年度から始まります森林環境税賦課に伴うシステム開発業務に係る委託料でございます。

その他、前年度と大きな変更はございませんので省略させていただきます。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、戸籍住民基本台帳費でございます。

住民基本台帳ネットワーク事業2,627万9,000円の中に、コンビニ交付システム業務委託料2,466万8,000円を計上してございます。コンビニエンスストアにおいて戸籍、住民票、印鑑証明を交付できるようにするものでございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 選挙費でございます。

令和6年度に予定をされております町長選挙の関係経費916万6,000円、また岐阜県の県知事選挙の関係経費723万9,000円をそれぞれ計上させていただいております。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、民生費でございます。

3ページでございますが、2つ目、ひとり親等応援手当事業85万4,000円でございますが、令和5年度までの母子福祉年金を拡充した事業で、児童扶養手当を受給している世帯ではございますが、母子以外でも父子家庭等も支給対象にしてございます。

1つ飛びまして、障害者自立支援事業1億6,619万4,000円でございます。障害者への福祉サービスの提供をするための介護給付費・訓練等給付費と、あと基幹相談支援センター業務委託等で年々給付実績が増えてございます。サービス費等の給付費等につきましては、国・県の4分の3が補助でございます。一般財源としましては、町の負担が4,840万3,000円でございます。

次の町社会福祉協議会補助金3,221万8,000円でございます。社会福祉法人の法人運営部門でございますが、人件費を含めました補助でございます。

地域福祉計画等策定業務117万4,000円は、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画を策定するものでございます。

次の人権施策推進指針策定業務88万1,000円につきましても、7年度から5か年の計画を策

定するものでございます。

下から2つ目の福祉医療費助成事業でございますが、7,127万6,000円を計上してございます。
次に、4ページをお願いいたします。

児童福祉費でございますが、3つ目の子ども・子育て支援事業計画策定事業220万円でございますが、こちらも令和7年度から5か年の第3期計画を策定するものでございます。

障害児施設給付事業でございますが、これにつきましては18歳未満の児童福祉法に基づく障害児施設の通所支援費用で5,815万9,000円でございます。こちらも国と県の補助が4分の3でございます。給付実績が大幅に前年度より増えてございます。

その下、入学祝金支給事業222万円でございます。来年度につきましては、小学校が28人、中学校が46人を予定してございます。

子育て応援給付金事業340万円でございます。第1子が10万円、第2子が20万円、第3子以降は30万円を支給させていただいている事業でございます。

高等学校就学準備等支援金給付事業153万6,000円でございますが、中学3年生の保護者の方に3万円を支給する事業で、県補助10分の10の事業でございます。

第2子以降出産祝金支給事業132万2,000円でございますが、第2子以降の出産に対しまして10万円を支給する事業で13人分を見込んでおります。こちらも県補助10分の10でございます。

児童手当支給事業でございますが、所得制限の撤廃、支給期間の3年間、18歳までの延長、第3子以降は1万5,000円から3万円となり、10月分、12月支給分からでございますが、拡充となります。また、年3回の今までの支給から年6回、隔月への支給に変更になります。

5ページをお願いいたします。

子育て支援拠点整備事業4億7,630万3,000円でございますが、現在の認定こども園を統合し、新たな園を新築、また子育て支援センターを併設し、子育てを支援する総合的な拠点となる施設を令和8年度、4月頃利用開始を目指して整備するもので、令和6年度から令和7年度の2か年の継続費として14億1,000万円を予算計上させていただいておりますが、令和6年度は新築工事費が4億6,900万円、工事監理業務として730万3,000円を計上させていただいております。以上でございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費ですが、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金、診療所への繰出金ですが1億9,550万円計上しております。

飛びまして、健康づくり推進事業では令和6年度がヘルスプランせきがはらの見直しの年になりまして、計画策定及びアンケート等の調査委託料費用によりまして364万5,000円を計上しております。

また飛びまして、予防接種事業ですが、今回当初予算におきましては、新型コロナワクチン

接種経費につきまして計上しておりません。国の方針等、動向を見ながら詳細が分かり次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、健康増進事業ですが、健診システムにつきまして、特定健診の項目の追加や地方公共団体情報システムの標準化に対応するために改修が必要となりますので、事業費1,635万3,000円を計上しております。以上です。

○水道環境課長（坂東 崇君） 公害対策事業の347万6,000円につきましては、毎年実施をしております総合環境調査の委託料で、町内の河川水質、土壤汚染等の調査委託になります。

合併処理浄化槽設置整備補助事業39万円につきましては、5人槽1基分の補助でございます。続きまして、6ページをお願いいたします。

斎苑管理事業ですが、これは火葬炉の修繕、火葬業務委託料などで1,822万8,000円を計上しております。

続きまして、清掃費ですが、こちらは一部事務組合の負担金等となっております。負担金等については、全て前年度より減額となっております。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 農林水産業費、農業費のほうでございます。

集落営農活性化プロジェクト促進事業にて、ファーム玉に対しましてトラクターの購入補助金332万5,000円を予定しております。

農業施設等整備事業としまして、東町地内の白別当3号ため池の廃止設計業務、次期の中山間地域総合整備事業の計画作成業務、次期広域農道の施設強化対策事業計画作成業務につきまして、それぞれ県の補助を受けながら実施いたします。

町単土地改良事業につきましては、補助の上限を拡充しまして実施をいたします。

7ページをお願いいたします。

林業費でございます。

観光景観林整備事業としまして、戦国ロード、大垣市との境界付近から約1.4キロ区間におきまして、不要木の除去などを実施いたします。

治山事業では、秋葉地内の排水路工事を2か年にて実施いたします。次年度では1,200万円の事業費を予定しております。

林道橋梁点検事業では、林道橋18橋にて法定点検を行います。

○地域振興課長（難波真哉君） 続きまして、商工費でございます。

2行目の起業支援補助金200万円、町内で新たに起業する事業者に対し、経費の一部を補助するもので、観光関連に資する事業については150万円、その他の事業については50万円を限度額として開設経費等を補助するものでございます。

3行目のプレミアム商品券発行事業補助金787万4,000円、こちらは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金750万円を活用するもので、町内の地域経済活性化のために3,000万円に

20%のプレミアム分600万円分を足して、総額3,600万円の商品券を商工会が実施主体となり発行するものでございます。

5行目の関ヶ原観光まちづくり推進事業760万円、その下の体験型プログラム推進事業委託料390万円、3行飛びまして、関ヶ原古戦場グランドデザイン事業1,474万円、その下の国際交流事業200万円につきましては、県の3分の2のグランドデザイン事業補助金を活用するもので、観光誘客を図るためのイベントの開催や体験型プログラムの提供、また大都市圏への観光PR等を実施するものでございます。

真ん中辺り、7行目の関ヶ原観光活性化事業委託料200万円、その2つ下の関ヶ原合戦まつり実行委員会補助金1,300万円につきましては、国の2分の1のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施するものでございます。

下から4行目の地域おこし協力隊活用事業480万円につきましては、町で委嘱した地域おこし協力隊員の観光協会への委託事業により活用するものでございます。

商工費につきましては以上でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 8ページをよろしくお願いいたします。

土木費の道路橋梁費の道路橋梁維持事業3億7,942万1,000円では、橋梁点検業務に271万1,000円、皆田橋の橋梁補修設計業務に862万4,000円、名神高速に係る橋梁撤去の委託料としまして2億8,000万円、舗装・補修工事費として8,300万円を計上しております。谷山橋の橋梁補修工事や関小付近でのゾーン30プラス工事を予定しております。

次の道路橋梁新設改良事業9,524万6,000円では、山中・六反田線、関ヶ原インター南付近の設計委託で918万4,000円、新関ヶ原診療所線道路改良工事費7,453万3,000円を計上しております。

県営道路改良事業では、国道365号線交差点改良工事費の負担金として631万円を計上しております。

除雪対策事業2,653万2,000円では、老朽化しました東町ポンプの更新工事を予定しております。

河川費の河川維持事業1,990万円では、下明谷川護岸改修工事の測量設計業務に467万円、河川維持工事では轟川の護岸補修工事1,185万8,000円などを予定しております。

県営急傾斜土地崩壊対策事業では、グリーンウッド関ヶ原南部分での工事負担金530万円でございます。

都市計画費では、野上地内の倉庫の耐震改修及び東町地内の家屋除去工事の補助金6,934万9,000円、都市計画基礎調査委託料420万円、また地籍調査事業2,540万2,000円では、下明谷地区・陣場野周辺地区を継続して実施いたします。以上です。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 9ページの消防費をよろしくお願いいたします。

不破消防組合の負担金でございますが、当初予算ベースで前年比約11%増の1億8,940万1,000円を計上させていただいております。

次に、災害対策事務経費でございます。こちらにつきましては、非常食や災害用のブルーシート、また簡易トイレの充実など災害用備品、物品等で200万円を計上し、ポータブル蓄電池のLEDライトなども災害用備品として149万6,000円を計上しております。

○教育課長（山田 勝君） 同じく9ページ、教育費をお願いいたします。

2段目、小学校費の枠3つ目、スクールバス運行業務の1,162万9,000円につきましては、スクールバスの購入費827万2,000円を含んだ額になっております。

中学校費をお願いいたします。

1段目の教育支援相談員設置事業379万8,000円につきましては、小・中ともに校内教育支援センターを設置し、不登校の未然防止と早期発見、早期対応の徹底を図るということで、新たに事業を実施するための予算の計上をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

社会教育費の2段目、青少年健全育成事業の中で、特定財源の中の国・県支出金の50万円でございますが、こちらにつきましては、青少年向けの講座に森と木と水の環境教育推進事業ということで、森林環境譲与税の交付金を充てております。

下から3段目、ふれあいセンター施設管理事業につきましては、施設の改修といたしまして、開館から30年たちまして、中央制御盤といいまして大きな機器があるんですが、そちらの改修、その他施設の改修を含めまして4,850万円を計上いたしております。

ふれあいホール自主事業、下から2つ目になりますけれども、令和6年度で開館から30年になるということで、6年度につきましては記念の自主公演の事業を予算計上させていただいております。

11ページをお願いいたします。

保健体育費、2段目、社会体育団体育成事業、説明の右側の4つ目に、日置市交流派遣事業とあります。コロナ禍で交流が途絶えておりましたが、5年度から日置市から親善交流の受入れを5年度行いまして、6年度につきましては関ヶ原町から日置市のほうにスポーツ少年団員を派遣するという予算を計上させていただいております。

一番下の各種社会体育施設管理事業の中で、2段目、町民体育館耐震改修工事につきましては2か年の継続で、6年度分といたしまして2年目の予算を計上させていただいております。以上です。

○地域振興課長（難波真哉君） すみません。10ページのほうに戻りまして、社会教育費でございます。

真ん中辺りの史跡整備事業1,010万円、県の3分の2のグランドデザイン事業補助金を活用

するもので、今年度から検討を始めております笹尾山の周辺整備について、関ヶ原古戦場保存活用検討委員会も設置をして基本計画の策定に取り組むものでございます。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは引き続き、一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの総括説明でさせていただきました令和6年度予算資料の3ページをお願いいたします。

最初に町税でございますが、全体で12億3,200万5,000円、対前年度比740万円、0.6%の減となっております。

町民税が個人町民税の減により1,580万円の減となっております。譲与税、交付金につきましては、地財計画等これらの実績によりまして予算化をしております。

飛んでいただきまして、地方交付税は1億円、8.0%の増となっております。これは施設の光熱費や、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に対応した配分が予定されていることによる増などでございます。

分担金及び負担金ですが、34万6,000円の減、3.6%の減ですが、里山林整備事業に伴う地元負担金の減などによるものでございます。

使用料及び手数料ですが、93万6,000円の増、1.2%の増ですが、町道占用料、法定外公共物使用料等の増などによるものでございます。

国庫支出金ですが、7,216万円の増、26.3%の増ですが、情報システム標準化に係る改修事業に伴うデジタル基盤改革支援補助金、地籍調査事業や建築物耐震改修事業に伴う社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

県支出金ですが、3,777万1,000円の増、14.8%の増ですが、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費に伴う県負担金や、団体営ため池機能廃止等設計業務に伴う団体営ため池機能廃止事業費補助金の増などによるものでございます。

財産収入ですが、100万8,000円の増、76.7%の増ですが、財政調整基金利子の増などによるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、令和5年度の実績等を勘案し、1億500万円を計上させていただいております。

繰入金でございますが、目的事業への充当と財源不足を補うため5億1,000円を計上させていただいております。

繰越金につきましては3,000万円を増額し、8,000万円を計上させていただいております。

諸収入ですが、1億8,957万1,000円の増、659.0%の増となっておりますが、名神高速跨道橋撤去事業に対し、中日本高速道路株式会社より補助金が交付されることによる増などによるものでございます。

町債につきましては4億9,500万円の増、116.6%の増ですが、子育て支援拠点整備事業や、町民体育館耐震改修事業により大幅な増となっております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。

自主財源と依存財源の円のグラフでございますが、令和6年度は国庫支出金及び県支出金の増や過疎対策事業債の増などにより、令和5年度に比べ依存財源の比率が高くなっております。

以上、簡単ではございますが歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第38号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第38号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和6年度の当初予算の総額は1億5,440万円でございます。

令和5年度の当初予算額1億5,020万円に対しまして420万円、約2.8%の増額でございます。

また、令和6年度分の保険料の納付からコンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

主要事業一覧表12ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金は1億5,058万1,000円で、令和5年度に比べて1,331万3,000円の増額となっております。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第39号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第39号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

令和6年度当初予算額の総額は7億9,530万円でございます。

令和5年度当初予算額8億420万円に対しまして890万円、約1.1%の減額となっております。

主要事業一覧表では12ページと13ページでございます。

まず12ページの保険給付費でございますが、そのうちの一般被保険者療養給付費は4億

9,703万9,000円、また一般被保険者療養費は360万円で、前年度と同額を見込んでございます。

一般被保険者高額療養費は7,110万円で、こちらも前年度と同額を見込んでございます。

国民健康保険事業費納付金でございますが、1億6,825万円で、933万3,000円の減でございます。

13ページをお願いいたします。

特定健診等事業費は866万3,000円で、83万4,000円の増でございます。受診勧奨の委託業務を予定してございます。

保健福祉総合施設管理事業及び健康増進指導事業につきましては、こちらもほぼ前年度と同額の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第40号 令和6年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について説明を求めます。

徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第40号 令和6年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額が5億8,460万円で、前年の当初予算と比較し予算総額が2,370万円の減額となっております。

それでは、主要事業説明一覧にて説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

岐阜大学地域医療医学講座事業（寄附金）2,100万円の計上は、令和5年度に引き続きまして、従来の地域医療運動器医学講座2,000万円に加え、低侵襲・がん集学的治療学講座へ100万円を寄附する予定をしております。なお、地域医療運動器医学講座は、岐阜県地域医療確保事業補助金1,000万円と過疎対策事業債1,000万円を財源とし、低侵襲・がん集学的治療講座につきましては、補助率10分の10によりまして、岐阜県地域医療確保事業補助金100万円を特定財源としております。

また学術研究助成事業（寄附金）300万円は、令和4年度からの事業でありまして、前述も述べました岐阜県地域医療確保事業補助金、補助率2分の1により150万円を特定財源としております。

続きまして、医療機器整備事業として2,125万2,000円を計上、令和6年度につきましては、X線一般撮影装置1,941万5,000円のほか、記載のとおりその他医療機器につきまして、老朽化とか故障等によりまして新たに更新をさせていただきたいと考えております。

財源としましては、補助金、そして病院事業債、過疎対策債を活用して導入したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

最後に公債費となりますが、元金及び利子合わせて合計9,651万9,000円となっております。
以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第41号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第41号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計予算でございます。

令和6年度当初予算の総額は9億1,010万円でございます。令和5年度当初予算額の8億7,950万円に対しまして3,060万円、約3.5%の増額でございます。

こちらも後期高齢の保険料と同様に令和6年度分の保険料納付分からコンビニエンスストアでの納付が可能となります。

主要事業の14ページから15ページをお願いいたします。

総務管理費でございますが、システム標準化に係る移行経費237万2,000円を計上してございます。

保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費は3億1,400万円、1,400万円の増、また地域密着型介護サービス給付費は9,000万円、2,580万円の増、施設介護サービス給付費は3億3,800万円で、こちらは900万円の減をさせていただいております。令和5年度の決算見込みにより計上させていただいており、保険給付費としては前年度より3,100万円の増額となっております。

続きまして、15ページの地域支援事業でございますが、介護予防ケアマネジメント事業は若干増額をさせていただきまして、下から2段目の介護予防・生活支援サービス費は約370万円ほど減をさせていただいており、地域支援事業費としては前年度予算とほぼ同額の3,659万7,000円を計上してございます。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第42号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について説明を求めます。

吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 議案第42号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は2億5,650万円で、対前年度と比較し、予算総額が180万円の減となっております。

主要事業一覧については16ページをお願いいたします。

施設管理費の一般管理費3,871万9,000円は、主に国保保健福祉総合施設やすらぎの1階の介護サービス事業分の施設維持管理に要する経費となりますが、主として令和6年度の介護報酬

改定に伴う介護給付費管理システムの更新や、システム機器の更新により、対前年比208万2,000円の増となっております。

続いて中段の居宅サービス事業費につきましては、ヘルパーステーション事業費が1,920万円、訪問看護ステーション事業費が2,571万9,000円、デイサービスセンター事業費が4,646万8,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業費が8,645万3,000円で、居宅サービス事業費の総額は1億7,784万円となっております。前年度予算対比584万1,000円の減となっております。

各事業における主な支出は人件費となっておりますが、他の支出としては、診療所施設の使用に伴う光熱水費や、その他施設維持管理費について、国民健康保険特別会計（直診勘定）へ支出する施設利用負担金として訪問看護ステーション事業に26万9,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業費に9,009万円をそれぞれ予算計上してございます。

また前年比減額となった主な事項としまして、令和5年度の訪問看護ステーション事業費では、過疎対策事業債による訪問車両1台の買換え費用や、看護小規模多機能型居宅介護事業の人件費において介護職員1名の退職もあり、居宅サービス事業費の総額は、対前年比584万1,000円の減額とする予算となっております。

次に、下段の居宅支援サービス等事業につきましては、3,813万3,000円を計上しており、社協職員への給与等の負担金を含め、人件費分が主な事業費となっております。説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第43号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 議案第43号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和6年度の当初予算の総額は2億9,290万8,000円で、令和5年度当初予算3億6,246万9,000円に對しまして6,956万1,000円の減となっております。

主要事業一覧表の17ページをお願いいたします。

まず3条関係の営業費用の原水及び浄水につきましては、各浄水場の計装点検業務、藤古川浄水場のしゅんせつ業務を引き続き実施し、また設備の老朽化の修繕のため上の谷浄水場、藤古川浄水場の修繕費を合わせまして5,035万1,000円を計上しております。

配水及び給水費としまして、漏水箇所の把握のため毎年実施しております漏水調査委託料を417万7,000円計上しております。

続きまして、4条関係となりますが、原水及び浄水施設建設改良費としまして、第4次拡張事業としまして井戸調査費用としまして、平井6号井試験井業務委託に1,100万円を計上しております。

配水及び給水設備建設改良費としまして、老朽管布設替工事としまして、野上地内、柿の里地内、西町地内の建設改良工事としまして4,653万円を計上しております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第44号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） では、議案第44号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算について説明させていただきます。

公共下水道事業は、令和6年度より企業会計へ移行となります。

令和6年度の当初予算額は5億1,689万4,000円となっております。

主要事業一覧表の18ページをお願いいたします。

まず3条関係で、処理場費の7,826万9,000円につきましては、処理場の維持管理経費となっております。

次に管きよ費としまして、マンホールポンプ保守点検委託料に617万2,000円、管路施設点検・調査業務に860万1,000円を計上しております。

総係費としまして、公共下水道基本計画・事業計画変更業務に984万4,000円を計上しております。

また、企業会計への移行となりましたので、減価償却費としまして1億7,490万1,000円を計上しております。

続きまして、4条関係としまして、管きよ施設建設管理費としまして公共ます設置工事、中山2号マンホールポンプの取替え工事、合計で713万8,000円を計上しております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算について御説明させていただきます。

農業集落排水事業につきましても、公共下水道事業と同様に令和6年度より企業会計への移行となります。

令和6年度の当初予算は1億1,109万8,000円となっております。

主要事業一覧表は18ページと19ページとなります。

まず18ページの3条関係、処理場費の1,918万6,000円につきましては、処理場の維持管理費用となります。

19ページの管きょ費452万円につきましては、中継ポンプの維持管理費用となっております。

また農業集落排水事業も企業会計となりますので、減価償却費としまして3,825万1,000円を計上しております。

4条関係としまして、管きょ費建設改良費としまして、公共ます設置工事、マンホールポンプ非常通報装置の取替えに343万円計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで令和6年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 前年度比10億円増ということで、財源について考え方を伺いたいということと、過疎債との関係でいうとどのようなバランスを考えた財源構成になっているのか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） まず過疎債の今後の考え方でございますが、現在進めております体育館の耐震化や子育て支援拠点整備、また今後においては、総合計画や過疎計画に掲げられますような大きな事業、例えば公民館周辺の整備や今須の除雪対策等の整備を除いた部分、大きな事業を除いた部分の新規の借入れ額は返済額を上回らないようにしていく、また大きな事業についても借入れ期間や据置期間を調整しながら、考えながら後年の平準化を保っていくようにしていきたいというふうに思っております。

10億を超える増加となりました一方で、現在地方交付税も増えてきておりますし、そういったことも鑑みながら財源はしっかりと考えております。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号 令和6年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから、議案第45号 令和6年度関ケ原町農業集落排水事業会計予算までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第45号までについては、予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 1 時54分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時55分

再開 午後 1 時59分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に子安健司君、副委員長に松井正樹君が選任されましたので御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月7日木曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（谷口輝男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日2日から14日までの13日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日2日から14日までの13日間は休会とすることに決しました。

来る3月15日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは3月8日金曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時00分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 子 安 健 司

会議録署名議員 田 中 由 紀 子